

任期満了に伴う河川レンジャーの再任について（報告）

1. 特例の再任について

平成 23 年 3 月 31 日をもって 2 回目の再任の任期満了（試行期間、1 回目の再任、2 回目の再任を経て 5 年間）となる河川レンジャーについて、第 5 回淀川管内河川レンジャー代表者会議（平成 23 年 1 月 17 日開催）において、再任の可否について審議された結果、**中川 雄介 氏**が特例再任者として決定され、ご本人に再任の意思確認を行った結果、快諾頂きましたので報告します。

任期は 1 期 2 年の再任期間となります。

所属等		氏 名	任 期
伏見・桂川・山崎	伏見	中川 雄介	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

2. 2 回目の再任について

当運営会議において、平成 23 年 3 月 31 日をもって 1 回目の再任の任期を満了される河川レンジャーの方は次のとおりです。

運営要領第 18 条 4 項により、先に執り行われました会議において審査を行い、2 回目の再任が決定しましたので報告します。

任期は 1 期 2 年の再任期間となります。

所属等		氏 名	任 期
伏見・桂川・山崎	伏見	望月 斐加	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

河川レンジャー満期退任者の組織化について

満期(試行期間を含めて2期5年)を超えて河川レンジャーを継続できる特例再任については、代表者会議において、その要件や手続きなどが承認され、運営要領で規定しています。一方、満期で退任される方については、感謝状を贈ることは決定していましたが、退任後における河川レンジャーとのつながり方等については前回の運営会議の報告通り、検討を継続し、淀川管内河川レンジャー代表者会議(以下:代表者会議)に諮ることとなっていました。

今回、先日開催されました代表者会議において、運営要領が改正され、「河川レンジャー満期退任者の組織化」が決定しましたので報告します。今後、満期退任の方々、特例再任の方々と共に準備会を開催し、詳細の運営について決定していく予定です。(3月開催予定)

目的

河川レンジャーを満期で退任される方には、河川レンジャー会議の諮問機関として河川レンジャー会議が設置する「河川レンジャー専門家会議(仮称)」に所属して頂くことで、河川レンジャーとのつながりを継続的なものとし、在任中で培われた知識や経験、人とのつながりなどを活かし、河川レンジャーの専門家(エキスパート)として、河川レンジャーの発展に寄与して頂くことを目的とします。

